

栃木県公報

令和 2 (2020)年 6月30日(火) 号 外 第 46 号

| 目 | 次 |
|----------------|-----|
| 上 目 | Bil |

○児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正…………

..... 1

規則

栃木県規則第五十一号

今和二年六月三十日児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

に改正する。児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則(昭和五十五年栃木県規則第六十三号)の一部を次のよう

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(費用の徴収)

| 表第二の基準に従いこれを徴収する。 | 下同じ。)から徴収する費用は、別表第一又は別援助ホームに入所した者の扶養義務者を除く。以た者に限る。以下同じ。)又は扶養義務者を除く。以所せしめた場合の本人(自立援助ホームに入所しる住居(以下「自立援助ホーム」という。)に入療機関若しくは法第六条の三第一項 に規定すれにより小規模住居型児童養育事業者若しくは里一項第三号及び第二項並びに第三十三条の六の規第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条系 (費用の徴収)

「下同じ。)から徴収する費用は、別表接助ホームに入所した者の扶養義務者を除く。以た者に限る。以下同じ。)又は扶養義務者を除く。以所せしめた場合の本人(自立援助ホームに入所しる住居(以下「自立援助ホーム」という。)に入療機関若しくは法第三十三条の大第一項に現定す機区を託し、又は児童福祉施設、指定発達支援医により小規模住居型児童養育事業者若しくは里一項第三号及び第二項並びに第三十三条の六の規書によりは関連を対解に表話してはます。

2 容

別表を炊のように改める。

別表第1 (第2条関係)

22 容

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分

入 所 施 設

| 階層 区分 | 定 | | 義 | 徴収金基準額 (月額) | 徴収金基準額 (月額) |
|----------|--|---|--|---|---|
| A | 生活保護法(昭和2 帯(単給世帯を含む帰国の促進並びに対定配偶者の自立の対30号)による支援終滑な帰国の促進及び法律の一部を改正で附則第4条第1項む。) | s。)及び中国残留 k住帰国した中国残 を援に関する法律(合付受給世帯(中国 バ永住帰国後の自立 する法律(平成19年 | 邦人等の円滑な 留邦人等及び特 (平成6年法律第 残留邦人等の円 の支援に関する F法律第127号) | 0円 | 0円 |
| В | A階層を除き当該年 | F度分の市町村民税 | 非課税世帯 | 2, 200 | 1, 100 |
| С | A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯 (所得割の額のない世帯) | | | 4, 500 | 2, 200 |
| D 1 | A階層及びC階層 | | 9,000円以下 | 6,600 | 3, 300 |
| D 2 | を除き当該年度分の市町村民税の課 | 9,001円から | 27,000円まで | 9,000 | 4, 500 |
| D 3 | 税世帯であつて、その市町村民税の | 27,001円から | 57,000円まで | 13, 500 | 6, 700 |
| D 4 | 所得割の額の区分が次の区分に該当 | 57,001円から | 93,000円まで | 18, 700 | 9, 300 |
| D 5 | する世帯 | 93,001円から | 177,300円まで | 29, 000 | 14, 500 |
| D 6 | | 177, 301円から | 258,100円まで | その月のその措置児 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、そ の額が41,200円を超 えるときは41,200円 とする。 | 20, 600 |
| D 7 | | 258, 101円から | 348,100円まで | その月のその措置児 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、そ の額が54,200円を超 えるときは54,200円 とする。 | その月のその措置児 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、そ の額が27,100円を超 えるときは27,100円 とする。 |
| D 8 | | 348, 101円から | 456,100円まで | その月のその措置児 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、そ の額が68,700円を超 えるときは68,700円 とする。 | その月のその措置児 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、そ の額が34,300円を超 えるときは34,300円 とする。 |

| D 9 | 456,101円から 583,200円まで | その月のその措置児 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、そ の額が85,000円を超 えるときは85,000円 とする。 | その月のその措置り 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、その額が42,500円を えるときは42,500円とする。 |
|-----|--------------------------|---|--|
| D10 | 583,201円から 704,000円まで | その月のその措置児 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、そ の額が102,900円を 超えるときは 102,900円とする。 | その月のその措置り 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、その額が51,400円を えるときは51,400円とする。 |
| D11 | 704,001円から 852,000円まで | その月のその措置児 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、そ の額が122,500円を 超えるときは 122,500円とする。 | その月のその措置り 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、そ の額が61,200円を えるときは61,200円 とする。 |
| D12 | 852,001円から1,044,000円まで | その月のその措置児 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、そ の額が143,800円を 超えるときは 143,800円とする。 | その月のその措置! 童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が71,900円を えるときは71,900円とするときなる。 |
| D13 | 1,044,001円から1,225,500円まで | その月のその措置児 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、そ の額が166,600円を 超えるときは 166,600円とする。 | |
| D14 | 1,225,501円から1,426,500円まで | その月のその措置児 童等に係る措置費の 支弁額。ただし、そ の額が191,200円を 超えるときは 191,200円とする。 | その月のその措置! 童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が95,600円を えるときは95,600円とするときなっちょう。 |
| D15 | 1,426,501円以上 | その月のその措置児 童等に係る措置費の 支弁額 | その月のその措置り 童等に係る措置費の 支弁額 |

- 2 この表の「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定 する均等割の額をいう。
- 3 この表の「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。
- 4 均等割の額及び所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、知事が別に定めるところによる。
- 5 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
 - (1) 「単身世帯」 扶養義務者のいない世帯(自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。)
 - (2) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) 第6条第6項に 規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 「在宅障害児(者) (社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2の規定により障害児入所施設又は指定発達支援医療機関(肢体不自由児又は重症心身障害児の入院に係るものに限る。)を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付(同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに係るものに限る。)の受給者及び同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」次に掲げる児童(者)を有する世帯
 - イ 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条に定める身体障害者手帳の交付を受け た者
 - ロ 栃木県療育手帳交付規則(平成12年栃木県規則第23号)に定める療育手帳の交付を受けた 者
 - ハ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養 手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年 金等の受給者
 - ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神 障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯
- 6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等(入所施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設(児童を通わせて支援を行う場合に限る。)、児童自立支援施設(児童を通わせて支援を行う場合に限る。)又は自立援助ホームに措置されているものに限る。)については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、知事が別に定める。
- 7 母子生活支援施設、児童養護施設、小規模住居型児童養育事業者又は里親に措置されている児童等が児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う場合における当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設の徴収金基準額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。
- 8 (1) 法第22条に規定する助産施設における助産の実施(以下「助産の実施」という。)は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。
 - イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税の所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。
 - ロ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産 婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等

備

考

の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約をいう。)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置が講じられている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、404,000円以上であるとき。

(2) 助産の実施が行われた妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち市町村民税の所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その助産の実施が行われた日から解除される日までの期間に係る基準額とみなす。

9 ベビーホテル問題への積極的な取組について(平成13年3月29日雇児発第178号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき乳児院への短期の入所措置を採つた場合における徴収金基準額は、この表の入所施設の欄に掲げる金額にかかわらず、この表のA階層及びB階層に属する世帯にあつては無料、この表のC~D4(市町村民税の所得割の額が、81,000円以下の場合に限る。)階層に属する世帯にあつては日額1,000円、この表のD4(市町村民税の所得割の額が81,001円以上の場合に限る。)~D14階層に属する世帯にあつては日額2,000円、D15階層に属する世帯にあつてはその措置児童等に係る措置費の支弁額の全額とする。この場合においては、前項の規定は、適用しないものとする。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第2 (第2条関係)

| 各 | 各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分 | | | 入 所 施 設 | | | | | 設 |
|----------|---|-----------|---------------|---------|---|--------|--------|---|----|
| 階層 区分 | 定 | 義 | | 徵 (| 収 | 金 月 | 基 額 | 準 | 額) |
| A | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付受給世帯を含む。) | | 国 D O 円 | | | | | | |
| В | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | | | 2, 200 | | | | | |
| С | A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯 (所得割の額のない世帯) | | 4, 500 | | | | | | |
| D 1 | A階層及びC階層 | 12,000円以下 | | | | | | | |
| D 2 | を除き当該年度分の市町村民税の課 | 12,001円から | 30,000円まで | | | 9, 00 | 00 | | |
| D 3 | 税世帯であつて、 その市町村民税の 所得割の額の区分 | 30,001円から | 60,000円まで | | | 13, 50 | 00 | | |

| | 次の区分に該当 | 60,001円から 96,000円ま | 18,700 |
|-----|---------|-----------------------------|--|
| D 5 | る世帯 | 96,001円から 189,000円ま | 29,000 |
| D 6 | | 189,001円から 277,000円ま | その月のその措置児童等に係る措置費の5 ・で 弁額。ただし、その額が41,200円を超える ときは41,200円とする。 |
| D 7 | | 277,001円から 348,000円ま | その月のその措置児童等に係る措置費のまで 弁額。ただし、その額が54,200円を超える ときは54,200円とする。 |
| D 8 | | 348,001円から 465,000円ま | その月のその措置児童等に係る措置費の5 ・で 弁額。ただし、その額が68,700円を超える ときは68,700円とする。 |
| D 9 | | 465,001円から 594,000円ま | その月のその措置児童等に係る措置費の5 ・で 弁額。ただし、その額が85,000円を超える ときは85,000円とする。 |
| D10 | | 594,001円から 716,000円ま | その月のその措置児童等に係る措置費の5 ・で 弁額。ただし、その額が102,900円を超っ るときは102,900円とする。 |
| D11 | | 716,001円から 864,000円ま | その月のその措置児童等に係る措置費の5 ・で 弁額。ただし、その額が122,500円を超っ るときは122,500円とする。 |
| D12 | | 864, 001円から1, 056, 000円ま | その月のその措置児童等に係る措置費の5 ・で 弁額。ただし、その額が143,800円を超っ るときは143,800円とする。 |
| D13 | | 1, 056, 001円から1, 238, 000円ま | その月のその措置児童等に係る措置費のまたで 弁額。ただし、その額が166,600円を超れるときは166,600円とする。 |
| D14 | | 1, 238, 001円から1, 439, 000円ま | その月のその措置児童等に係る措置費の5 ・で 弁額。ただし、その額が191,200円を超っ るときは191,200円とする。 |
| D15 | | 1,439,001円以上 | その月のその措置児童等に係る措置費の3 |

- 2 この表の「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
- 3 この表の「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。
- 4 均等割の額及び所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、知事が別に定

めるところによる。

- 5 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
 - (1) 「単身世帯」 扶養義務者のいない世帯
 - (2) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 「在宅障害児(者) (社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2の規定により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに係るものに限る。)の受給者及び同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」 次に掲げる児童(者)を有する世帯
 - イ 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ロ 栃木県療育手帳交付規則に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ハ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民 年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付 を受けた者
 - (4) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯

考

備

- 6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等(入所施設に措置されているものに限る。)については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、知事が別に定める。
- 7 入所施設に措置された児童が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて 小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には、この表の規定にかかわらず、当 該児童に係る措置費のうち実費負担額(知事が別に定める額をいう。以下同じ。)に係る部分を 除いた部分については徴収しないものとする。ただし、当該児童に係る措置費のうち実費負担額 に係る部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。
- 8 入所施設に措置された児童であつて、B階層と認定された世帯に属するものが3歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にある障害児である場合における当該児童に係る措置費の徴収に ついては、前項の規定を準用する。

室 宝

(插行期日)

- (経過措置) こ この規則は、令和二年七月一日から施行する。
- 要する費用の徴収について適用し、施行日前の措置に要する費用の徴収については、なお従前の例による。2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の措置に
- 少ない額を徴収することにより行うものとする。ととなる費用の額と徴収することにより行うものとする。ととなる費用の額と改正後の別表第一又は別表第二の規定により徴収することとなる費用の額とのいずれかについては、前項の規定にかかわらず、当分の間、改正前の別表の規定を適用するとしたならば徴収するこ3 施行日前から引き続き採られている措置に要する費用(施行日以後の措置に要するものに限る。)の徴収

(こども政策課)